

(役務用)

公開用

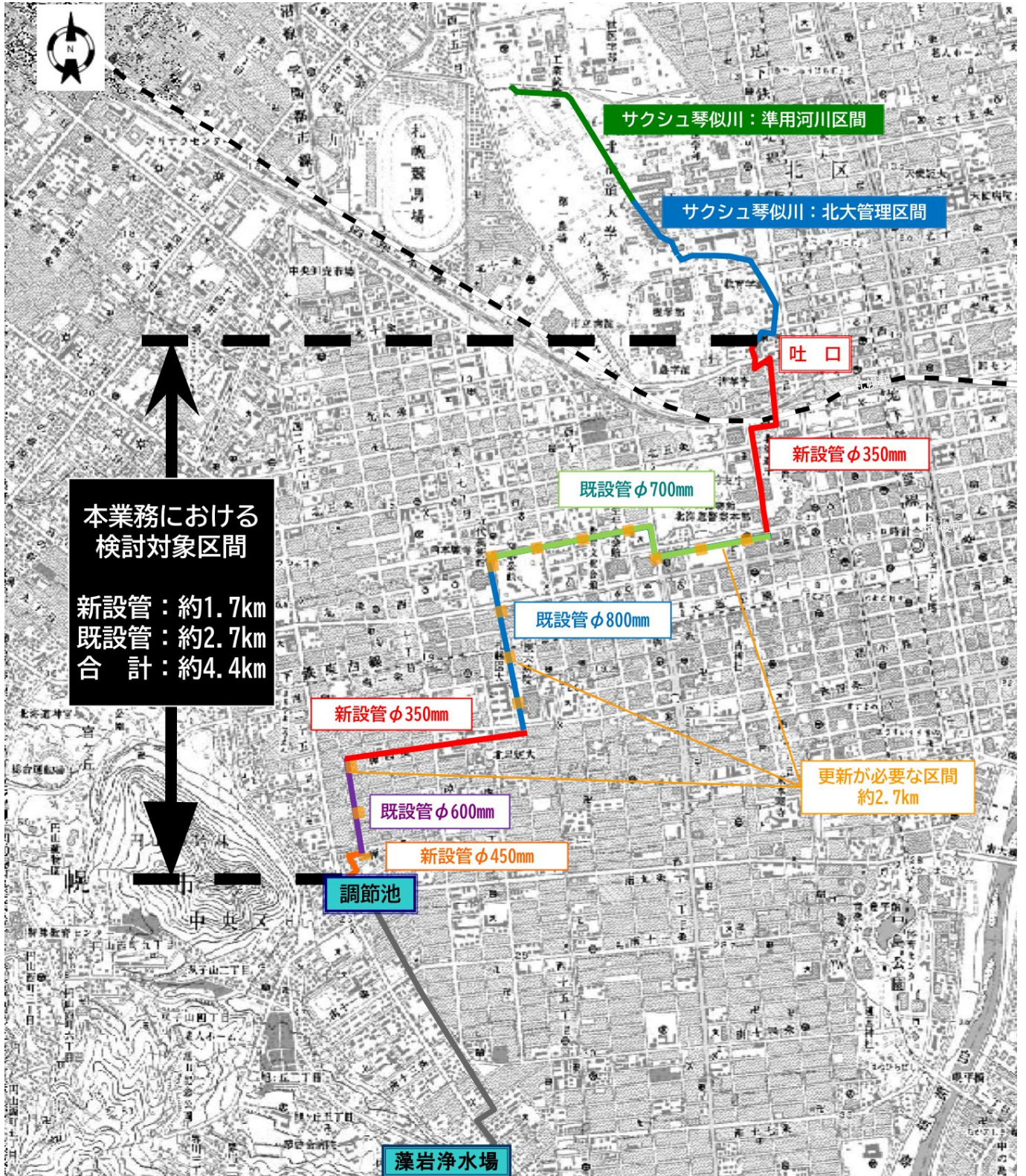
業 務 設 計 書 ( 公 示 用 )

役務名 サクシュ琴似川導水施設更新概略検討業務

令和8年6月 単価適用

札幌市下水道河川局事業推進部

# 位置図



役務名 サクシュ琴似川導水施設更新概略検討業務

役 務 説 明

1. 役務の概要

本業務は、サクシュ琴似川導水管の更新にあたり、想定される手法を抽出、比較検討を行い、最適な更新手法を決定するものである。併せて、既設導水管の健全度を把握するため、管内調査に向けた具体的な調査計画を立案する。

2. 履行場所

別添位置図のとおり

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月5日までとする。

4. 仕様書等

- ・ 特記仕様書
- ・ 札幌市土木設計業務共通仕様書
- ・ 札幌市公共測量仕様書
- ・ 札幌市地質・土質調査業務共通仕様書
- ・ その他、本役務に必要な要綱、基準等（業務主任の指示による）

5. 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり次の書類を2部提出するものとする。ただし業務計画書については、役務着手後に役務内容の詳細について本市と十分協議した上で、1部提出するものとする。

- ・ 業務着手届
- ・ 主任技術者等指定通知書
- ・ 業務日程表
- ・ 業務計画書

6. 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を2部提出するものとする。

- ・ 完了届

7. 納入成果品

- ・ 報告書 製本：1部
- ・ 電子データ（報告書・写真等） CDもしくはDVD：1部
- ・ その他担当職員が必要とするもの 一式

# サクシュ琴似川導水施設更新概略検討業務 特記仕様書

## 1 業務の目的

本業務は、老朽化が進行したサクシュ琴似川導水管に対し、水辺環境の保全に必要な導水を継続させるため、導水管自体の更新案（管更生、パイプインパイプ、開削等）を中心に想定される他の手法を抽出、比較検討を行い、最適な更新手法を決定するものである。

併せて、計画的な更新に不可欠な既設導水管の健全度を把握するため、管内調査に向けた具体的な調査計画を立案する。

## 2 業務の概要

サクシュ琴似川導水施設更新に係る概略検討 一式

- ・ 計画準備
- ・ 現地踏査
- ・ 地下埋設物調査
- ・ 導水方法の概略検討
- ・ 導水管調査計画の立案
- ・ 報告書の作成

## 3 履行場所

サクシュ琴似川導水管（※詳細は別添位置図のとおり）

## 4 TECRIS登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により担当職員の確認（署名・年月日記入）を受けた上、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更（「履行期間」「技術者（主任設計者、照査技術者等）」の変更）時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は完了検査合格後、10日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

「登録のための確認のお願い」については、担当職員が署名・年月日記入した原本を受託者が保管し、複製を委託者が保管するものとする。

また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに担当職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が10日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 5 主任技術者等

本業務の実施に当たり、受託者は以下の主任技術者等を定め、委託者に通知しなければならない。

### (1) 主任設計者

主任設計者は、契約図書に基づき設計業務に関する技術上の管理を行うものとする。

主任設計者は、技術士（総合技術監理部門：建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」）、技術士（建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」）、シビルコンサルティングマネジャー（RCCM）（建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」に準ずる部門）、土木学会認定土木技術者（特別上級、上級又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

この他の詳細については、札幌市設計業務共通仕様書によるものとする。

## **(2) 照査技術者**

受託者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」）、技術士（建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」）、シビルコンサルティングマネジャー（RCCM）（建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」に準ずる部門）、土木学会認定土木技術者（特別上級、上級又は1級土木技術者）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

この他の詳細については、札幌市設計業務共通仕様書によるものとする。

## **6 業務打合せ**

打合せ回数は、①業務着手時、②中間時、③成果品納入時とし、主任技術者が立ち会うこと。中間打合せ回数は3回とする。

## **7 業務内容：**

### **(1) 計画準備（河川延長：約4.4km）**

業務に必要な資料の収集・整理、取りまとめを行い、業務実施の準備を行う。資料については以下を想定している。

- ・導水管の竣工図
- ・現在のサクシュ琴似川の導水運用方法に関する資料
- ・「河川環境整備事業費補助 サクシュ琴似川導水管布設実施設計 報告書（平成15年1月）」
- ・「サクシュ琴似川導水管水理検討業務 報告書(令和 8 年 3 月)」
- ・その他検討に必要となる資料

### **(2) 現地踏査（延長：約4.4km）**

河川や周辺の状況を把握するため、事前に図上での予備調査を行なった上で、現地において重要工作物や地下埋設物、加えて調査及び工事にあたり設置する立坑の候補箇所について調査確認を行う。

### (3) 地下埋設物調査（延長：約4.4km）

導水管の更新及び開削工法による施工に際し、重大な影響がある大規模な地下埋設物を調査する。収集対象は各公的機関等において入手可能な公表資料とする。

### (4) 導水方法の概略検討（河川延長：約4.4km）

サクシュ琴似川の導水継続に資する手法を複数案作成し、比較検討を行う。

#### ア 導水方法の抽出

- ・以下の観点を含めた複数案を作成する。

表1 導水方法の抽出の観点

①既設ルートを活かした更新案	開削による更新（管径維持/縮径）、管更生、パイプインパイプ工法
②他水源・他ルート案	別河川からの導水、地下水のくみ上げ、水道水の利用など
③構造・方式の変更	自由勾配（下水道方式）による導水

#### イ 比較検討及び最適案の選定

- ・作成した各案について、以下の項目を踏まえ課題を整理し、比較検討を行い、最適な手法を選定する。

##### ①水理的妥当性

水頭損失の確認、ポンプ増設の必要性

##### ②経済性

初期建設費に加え、ランニングコスト（電気代、ポンプ更新費用等）を含めたライフサイクルコストの比較

##### ③施工・維持管理性

施工中の代替水確保の可否、将来の洗管・メンテナンスの容易性、実耐用年数の考え方

##### ④社会的・環境的影響

水質への影響、地下水保全条例との整合性、地下鉄等の大規模施設との干渉

### (5) 導水管調査計画の立案（河川延長：約4.4km）

特にパイプインパイプ工法等の実現性を探るため、管内調査について具体的な計画を立案する。立案する計画には、調査範囲、調査方法、評価方法、工程、安全管理、立坑計画（調査にあたって必要となる調査立坑の設置箇所（将来の工事でも再利用可能な箇所）を選定）を含むこと。

併せて、調査に要する概算費用を算出する。

## (6) 報告書の作成（河川延長：約4.4km）

各段階で作成された成果を基に業務の方法・過程・結論について報告書を作成する。

## 8 納入成果品

成果を取りまとめ、製本1部・電子データ1部を提出すること。

※電子媒体による成果品の納入について

受注者において、必要なハード及びソフト環境の整備が可能な場合に適用する。図面をCADで作成した場合は担当職員と協議の上、図面と併せて電子媒体（CD-Rなど）によるものも納入すること。

使用ソフトは受注者が使用しているソフトとするが、データの出力は広く一般に使用されている形式（拡張子dwg、dxf、pdfなど）で行うこと。

また、電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

1. 使用したウイルス対策ソフト名
2. ウィルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名

## 9 環境配慮

本業務においては本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

1. 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
2. ごみ減量及びリサイクルに努めること。
3. 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
4. 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
5. 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
6. 本業務の従事者に対して、札幌市環境方針への理解を求めること。

## 10 個人情報取扱注意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

## 業務着手届

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住所)

受託者

(氏名)

下記業務（役務）は 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1 役務番号 第 号

2 役務の名称

## 主任技術者等指定通知書

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

（住所）

受託者

（氏名）

役務番号	役務の名称	
<p>上記業務（役務）に係る主任技術者等を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。</p>		
区 分	氏 名	備 考

- ・ 「区分」欄には、業務内容に応じ「主任技術者」、「主任設計者」、「照査技術者」等と、それぞれ記載すること。
- ・ 共同企業体の場合は、各技術者等の所属会社名を「備考」欄に記載すること。
- ・ 技術者等と受託者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること。

(別紙) 技術者経歴書 (役務用)

※ 主任技術者 主任設計者 主任監理者 設備資格者 照査技術者				経歴書
現住所				
氏名			生年月日	年 月 日
最終学歴	卒業年月	学校名		専攻学科
	年 月			
職歴	年 月	入社 ( 年 月退職)		
	年 月	入社		
技術資格	年 月			取得No.
	年 月			取得No.
主要業務経歴	業 務 名		受託金額 (千円)	履行期間
	直前1年分			年 月 年 月
				年 月 年 月
	直前2年分			年 月 年 月
			年 月 年 月	

注1) ※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。

注2) 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。

# 業 務 日 程 表

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住 所)

受託者

(氏 名)

下記業務（役務）について、別紙日程をもって履行します。

記

1 役務番号 第 号

2 役務の名称

3 履行期間 着 手 令和 年 月 日

完 了 令和 年 月 日

